

一般事業主行動計画

当社は「男女従業員の仕事と生活の調和を支援すること」を経営理念とし、従業員が仕事と家庭及び妊娠・出産・子育てを無理なく両立できる職場環境を作り、全ての従業員が働きやすい環境を整備することにより、従業員の能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成 26 年 3 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日

2. 内容

目標 1： 育児・介護に関する「相談体制」を確立する。

平成 26 年 3 月～ 担当相談員を選任する。

平成 26 年 5 月～ 「相談窓口」を設置し、仕事と育児の両立や介護に関する問題解決を援助する。当該者だけでなく部内の上司の相談も受け付けることで、当該者と当該部との調整を行う。

目標 2： 育児・介護休業法に基づく育児休業および介護休業等、雇用保険法に基づく育児休業および介護休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度の周知、情報提供を行う。

平成 26 年 6 月～ 妊娠、出産、育児、介護に関する社内制度および法令内容の周知、および休業給付取得手続き等の案内

目標 3： 子育てや介護を行う従業員の利用できる措置の拡充をはかる。

平成 26 年 7 月～ 子育てや介護を行う従業員の利用できる措置の検討

- 検討事項
- ① 所定外労働の免除、育児短時間勤務の対象となる子の年齢を小学校就学の始期までに拡充。
 - ② 育児休暇、介護休暇の 1 年度に取得できる日数の拡充。
 - ③ 始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度の導入

平成 26 年 12 月～ 措置内容を規定し、従業員へ周知する